

平成25年 8 月 教育委員会臨時会会議録

1 開会の日時

平成25年 8 月16日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

三 浦 溥太郎 委員長
齋 藤 道 子 委員長職務代理者
森 武 洋 委 員
三 塚 勉 委 員
永 妻 和 子 委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言

- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。
- 日程第1 議案第47号は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(永妻教育長)

それでは平成25年7月27日から本日までの主な所管事項の報告ですが、夏休み期間を活用して多くの研修が実施されており、教職員は自分のニーズにあった講座を選択し、学校での教育活動・児童生徒指導に役立てております。そこで本日は、本市の人材育成を図る研修体系について、その概要をご説明させていただきます。

昨年8月の中央教育審議会答申より、教員に求められる資質能力として、次の3点が示されました。

- 1 教職に対する責任感・探求力・教職生活全体を通じて、自主的に学び続ける力
- 2 専門職としての高度な知識技能
- 3 総合的な人間力

本市では、これらの力を育成するために、「基礎」→「向上」→「充実」→「発展」と経験年数を重ねるごとに位置づけて、法定研修はもとより、各年代、職に応じた研修体系を確立しております。

それぞれの研修は、「教員としての高い見識」、「子ども・保護者との柔軟な対応力、折衝力」、「学校組織マネジメント」、「校内での人材育成」「指導力の向上」「教育上の課題」「ICT活用能力の向上」のいずれかの観点で実施しております。

ここ数年は、OJTの促進に力を入れており、「校内研修、校内授業研究の活性化」「研修成果の報告・活用」をねらいとした研修を実施しており、職場での人材育成をサポートしております。

参考といたしまして、この夏季休業中に実施した研修の概要を報告いたします。

はじめに、1年目教職員の基礎を身につけるために行う初任者研修についてです。外部講師による、社会人として必要なマナー講習、対人関係を円滑にするコミュニケーションスキルなどについて研修、授業力向上のために、グループ協議などを行いました。グループ協議では、授業の具体的な実践レポートを各自が持ち寄り、数名の教職1年・5年経験者がアドバイザー役として加わり、よりよい授業の在り方について協議し、協働性を高める研修となりました。

続きまして、各教員のニーズや課題により選択し受講する専門研修についてです。主な研修内容は、体罰、いじめ問題、コンプライアンス、人材育成、ICT機器の活用、防災教育、子ども理解などをテーマです。それぞれの分野において、研究をリードされている、優れた講師から学ぶ機会を設けております。

また、教師としての教養を高める「夏季大学」も実施しており、様々な分野から

講師を招き講演を行っています。今年度は、大けがから奇跡の復活を遂げた、元体育教師の腰塚勇人氏の、「命の授業」や、鎌倉能楽堂 能楽師 中森貫太氏による、日本の伝統芸能についての講演も行いました。その他にも、教科の専門性に関する研修や、特別支援教育、コミュニケーション力を高める研修など、夏季休業期間全体を通して、約90講座の研修を実施いたします。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1) 『横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について』

(教育政策担当課長)

横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画について、その策定状況をご説明させていただきます。資料「横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定について」をご覧ください。

平成23年度に策定した横須賀市教育振興基本計画は、平成23年度から平成33年度までの計画であり、その11年間で3年・4年・4年に区分し、事業の実施計画期間としております。

本年度は、最初の事業実施計画期間(平成23年度～平成25年度)の最終年となるため、これまでの計画の検証等を行い、平成26年度から平成29年度までの4年間の第2期実施計画の策定を行っています。これらの計画は、本市の基本的な政策・施策を体系的に示した「横須賀市基本計画」及び実施する主要な事業を示した「横須賀市実施計画」とそれぞれ計画期間を一致させるとともに、計画内容の整合を図っています。

横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画につきましては、「実施計画素案」がまとまった状況で、外部の学識経験者、教育委員会の附属機関(支援教育推進委員会、社会教育推進委員会、スポーツ推進審議会)及び小中高等学校・ろう学校・養護学校に意見を伺う段階になっています。

次に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。平成25年9月の市議会第3回定例会において、策定状況について一般報告を行います。平成25年9月の教育委員会定例会において、「実施計画素案」及び「教育アンケート報告書」について報告させていただき、ご意見を伺います。平成25年11月教育委員会定例会において、ご意見等を反映させた「実施計画原案」について、報告させていただき、市議会第4回定例会で一般報告を行って、ご意見を伺う予定です。平成26年2月教育委員会定例会において、「実施計画決定」について、議案上程させていただき、計画決定を受けました後、市議会第1回定例会で決定報告を行う予定です。

以上で、横須賀市教育振興基本計画第2期実施計画の策定についてご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質問なし)

報告事項(2) 『平成25年度横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果の概要について』

(教育政策担当課長)

今年度は、市独自に業者(東京書籍)に業務委託し、横須賀市学習状況調査として小学校5年生、中学校2年生を対象に4月18日～26日の期間で実施しました。

また、全国学力・学習状況調査については、小学校6年生、中学校3年生を対象として、4月24日に実施しました。

横須賀市学習状況調査の結果が、6月7日に業者より各学校に向けて送付されました。また、それをもとに各学校の授業改善、学力向上につながるよう、教育指導課を中心に結果の分析を行い、6月28日に「結果のまとめ」として各学校へ配付しました。今後、結果の概要について公表を行いますので、ご報告させていただきます。

お手元の資料は、ホームページで公表する予定のページをほぼそのまま印刷したものです。

資料の1ページ目をご覧ください。前段では、公表するにあたって、横須賀市教育委員会として、この横須賀市学習状況調査結果を学習状況を把握する一つの資料として捉え、今後の市の教育施策の充実や学校での学習指導改善のためにしっかりと役立てていくことを示しています。また、「確かな学力」を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域の協力が必要であることを伝えています。

調査の概略では、調査の目的、調査内容とともに、各学校の結果については、学校の序列化や過度な競争につながることはないよう、公表しないことを明記しました。

2ページ目をご覧ください。小学校の教科別の結果となっています。表の見方についてご説明します。教科ごとに、調査結果を教科全体の平均正答率と共に、「基礎」と「活用」の三つの視点から表しています。また、目標値ですが、学習指導要領に示された内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したものです。出題形式や解答形式の持っている特性についても考慮し、また、業者が事前にいくつかの学校で行ったプレテスト等での検証をふまえて設定しています。

調査全体の平均正答率は、目標値が調査全体の平均とかけ離れたものでないという資料としてのせてあります。調査全体とは、同じ問題を受検した全国の児童全体のことで、その数は約20万人です。

小学校の全体的な傾向についてご説明します。

全体的には、基礎的・基本的学習内容の定着に課題があるようです。前年度までに習得すべき学習内容を確実に身に付けていない児童が多いと考えられます。特に課題が見られる事項についても資料のように載せております。

資料の3ページ目をご覧ください。中学2年生の全体的な傾向についてご説明します。中学校の全体的な傾向として、概ね良好な結果でした。国語、社会、外国語については、目標値を上回っており、日頃の学習の成果が表れていると考えられます。また、その中でも課題が見られる事項として、資料のように載せてあります。

資料の4ページ目をご覧ください。最後に今後の必要な取組として、学校での取組、家庭での取組、教育委員会の取組と資料のように整理して載せました。学校と家庭が連携することの大切さについて、伝えていきたいと考えております。

この結果の概要についての公表は、9月上旬より、教育委員会ホームページのトップページにある「教育委員会から」にアップする予定です。なお、全国学力・学習状況調査については、結果の通知が8月下旬に送付されてくる予定であり、それを受けて市学習状況調査と同様に結果分析を行い、公表を行う予定でおります。

以上ご報告させていただきます。

(森武委員)

1つ質問させていただきたいのですが、2ページ、3ページのところに小学校、中学校の教科別の結果ということで、基礎と活用ということで2つの分類に分けて書かれている数値と、あと教科全体の数値、合わせて3つあると思うのですがけれども、基礎と活用を単純に平均しても教科全体の値にはならないと思うのですがけれども、具体的にはどういうふうになっているかというのがわかれば教えてください。

(教育指導課長)

単純にこの2つを合計して、その平均ということでは、教科全体としてはありません。それぞれの基礎的な内容、それから活用としての内容ということでそれぞれやっておりますので、その平均ということではないというふうに捉えていただければと思います。

(森武委員)

恐らく、基礎と活用で1対1ではなくて、各教科ごとか全体を通してかわからないですけれども、構成比があるのだと思います。これが9月上旬にホームページで公開されるということですがけれども、公開される際には、脚注か何かをつけていただいて、もう少しわかりやすい形で掲載していただければと思うので、ご対応できるのであればお願いいたします。

(教育指導課長)

教育政策担当ともう一度検討しまして、公開したときに皆さんがわかりやすいような形を持っていきたいと思えます。

(齋藤委員)

今の森武委員のご質問とちょっと重なるところがあるのですが、この表がこれでホームページに出る、そうすると、私が最初にこの表を拝見したときに思ったのですけれども、例えば、基礎とか活用というのは国語の場合、具体的に一体どういうことを指しているのかというのがよくわからないのですね。下のほうの課題が見られる事項でも、例えば、国語は「「書くこと」に関わる事項」というのですけれども、その具体的なイメージもどうもわからないのです。例えば、基礎とか活用というのは具体的には、例一つずつで構わないと思うのですけれども、ちょっと挙げていただいたほうが、ホームページとして見たときには、言わんとすることがわかっていただけるかなと思うのですが、その辺をご検討いただければと思えます。

(教育指導課長)

テストの内容というところではない例、テストをそのまま載せるということではできないこととなっておりますので、基礎とはどういうものを見ようとしているのか、活用はどういうことを見ようとしているのかということがわかるような、文言をつけていき、先ほどご指摘いただいたご意見もプラスしながらということが必要だと思えます。数字として載せていくだけではなくてということだと思えますので、検討していきたいと思えます。

(三塚委員)

公表するに当たって、9月上旬にホームページにということだったのですけれども、確かにそれを公表することによって序列化とか過度な競争につながらないように対応しますというふうに言っているので心配はないと思うのですが、どうしてもこれを見たときに数字の比較になってしまうのではないかなと思えます。

そうすると、この数字だけの公表ですから、今、ほかの委員さんが言われているように、その中身の部分というのがなかなかこの数字からは見えてこないと思えます。その辺、もし問い合わせ等があった場合に、どの程度まで問い合わせに対して委員会としては説明ができるのかどうかみたいなことを聞きたいのですけれども。

私が思うに、2ページ、3ページで、例えば小学校では、国語で「「書くこと」に関わる事項」というのは課題なのです。ところが、中学校の国語では、「書くこと」は目標値を上回っているというふうにここで表現されているわけですよ。

そうすると、小学校で「書くこと」がだめで、中学校では「書くこと」がすばらしい。小学校と中学校でどういう違いが、その国語の指導の中で行われているのかというふうにまず思えます。その辺をどういうふうに、質問されたときに答えられるのかなと思ったのですけれども。

(教育指導課長)

質問される内容によってというところではあると思います。ただ、ふだんの授業の中でどういう授業をしているのかということをご説明しながら、結果として子どもたちにこういう部分が力ついていないというところを、この数値の中から見えてくる範囲でお答えをしていくということになるのではないかなというふうに思います。

今の部分についても、「書くこと」という部分についてお答えすると、小学校と中学校のそれぞれの子どもたちの状況が、まだ今回改めて数値として出てきたという段階ですので、この子どもたちがどのような指導を受けて変わっていくか、今後やっていく、指導改善のためのこういう手だてをとっていきたいというようなことをお話しすることになるかと思います。

(三塚委員)

先ほど6月28日に、各学校のほうにこの資料を配布されたという説明がありましたが、この2ページ、3ページだけではないわけですね。細かい資料が各学校に届いていると思いますから、それぞれの学校で先生方はその分析を進めると、そういうふうに考えていいわけですね。ただ、この数字だけを見てどうのこうのというような学校はないということですね。

(教育指導課長)

そのとおりで、ここにあらわされているのは、本当に総括という数字であって、それぞれの学校の子どもたちの実態の状況が見えてくるような数字が、それぞれの学校にはもうちょっと詳しく出ていくわけです。それをもとに各学校が、その子どもたちの状況を分析して、どのような授業をこれまでやってきたか、そして今後どのような授業が必要かということを考えて、手だてを打っていくことになると思いますし、その学年だけではなくて、ほかの学年はどうしていったらいいかということも含めて学校全体で検討していくこととなります。

報告事項(3) 『横須賀市立高等学校教育改革について』

(教育政策担当課長)

それでは、議案第3号「横須賀市立高等学校教育改革検討について～第1回横須賀市立高等学校教育改革検討委員会の報告～」ご説明申し上げます。

開校10周年を迎えました横須賀総合高等学校について、その教育の成果・課題を検証し、今後の市立高等学校の在り方について検討するために、昨年度は、「横須賀総合高等学校教育改革検討プロジェクトチーム」を設置し、「市立高等学校の在り方の基本方針」を定めました。

本年度は、このプロジェクトチームの報告書をもとに、学識経験者も含めた「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」を条例設置し、教育委員会より、「横須賀市立高等学校の在り方について」諮問いたしました。

第1回の検討委員会を7月8日に行いまして、諮問内容についてご説明し、横須賀総合高校の「開校10年の検証」を高校からご出席の委員の方からお話いただき、委員のみなさまに現在の横須賀総合高校の現状についてご理解いただくことができました。

「開校10年の検証」の中では、総合学科の原則履修科目である『産業社会と人間』について、毎年改善を加えながらより良いものにしてきていることや、非常に落ち着いた雰囲気での学習していることなどが報告されました。

現在の学校の取り組みとして、「学力向上プラン」について説明がありました。これは、横須賀総合高校の進路先として、就職や専門学校の進学に比べて、4年制大学の進学割合が非常に高いという実態も踏まえ、全員を対象とした学力向上の取り組みと、4年制大学一般受験に対する支援が、さまざまな形で行われているということでした。

質疑を通して、委員の皆様は横須賀総合高校についてご理解をいただいたのではないかと考えております。

第2回を10月に予定しておりますが、次回より、目指す学校像について、ご協議いただくこととなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

1点お伺いしたいのですが、検討委員会の動き自体はよろしくお願ひしますということですが、この裏の委員名簿ですが、前に同じようなことがあったと思うのですけれども、役職のところが表記の仕方で、例えば、どういう立場でその委員会に参加していただいているのかというのがわかるような書き方がいいのではないかと思います。例えば、11番の福田さんとおっしゃる方は、県の教育委員会の教育局指導部高校教育企画課の方ですが、この方は、この立場でこの委員会に出てこられているのですか。それだったら、これでいいと思うのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

(教育政策担当課長)

今、委員ご指摘の例で申し上げますと、福田委員は県の行政職としてのお立場でご意見をうかがうために、ご参加いただいております。

(齋藤委員)

わかりました。だったら結構なのですけれども、前に、役職はそうだけれども立場としては違うという例があったと思うので、ちょっとご確認だったのですが。

(教育政策担当課長)

前にもその辺のご指摘もあったかと思えます。今回もまた、このような形で出させていただいたわけですが、その辺ご不明な点があるということで、また次回から修正をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

報告事項(4) 『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況の報告について』

(生涯学習課長)

「公益財団法人 横須賀市生涯学習財団の経営状況」について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

はじめに、生涯学習財団は、公益法人制度改革に伴い、昨年4月1日付けで「公益財団法人」へ移行しておりますが、今回の決算報告は、移行後初めての、「公益財団法人 横須賀市生涯学習財団」の経営状況となります。

それでは、「経営状況説明書」の3ページをお開きください。事業の概要ですが、公益目的事業と収益目的事業に分かれています。

はじめに、公益目的事業ですが、I 文化活動及び生涯学習活動の支援、1 文化生涯学習活動支援事業の(1)文化生涯学習事業助成は、市内のグループ、個人が実施する文化事業等に対し、経費の20%、10万円を限度に助成するもので、4ページまで記載の16件に助成いたしました。(2)文化施設助成は、本市文化の創造に寄与すると認められる文化施設の運営に必要な費用の一部を助成いたしました。

(3)文化生涯学習事業協賛は、市民の文化及び生涯学習の振興に寄与すると認められる催しの、入賞者8名の方に生涯学習財団賞を贈呈しました。また46件の後援名義使用を承認しました。

2 文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業は、講座、サークル、講師などの情報の収集、提供と生涯学習に関する学習相談を行いました。4ページから5ページ記載の(1)「まなびかんニュース」の発行、(2)まなびかんホームページの運営、(3)YOKOSUKA学び情報の収集提供、(4)スキルアップ講座、(5)学習相談、など5事業を実施しました。(3)の③ABCプランは、登録講師に対して、A研修会、Bデモ講座、Cデビュー講座を実施、登録講師が講師活動を行えるようにしました。

9ページをお開き下さい。II 文化活動及び生涯学習活動の普及、1 受託文化事業は、文化振興課から委託を受けた事業です。(1)市民文化祭において、春2行事、秋20行事を実施したほか、(2)その他の受託文化事業として、組曲「横須賀」演奏会から、カジュアル・コンサートまで、記載の4事業を実施いたしました。参加者は記載のとおりです。

11ページをお開きください。2 横須賀市市民大学事業は、市民の高度で多様な

学習要求や現代的課題に応えるため、学習機会の提供を行いました。11ページから13ページ記載の57講座を実施しました。学習機会の提供が少ない4月に前期講座の一部をさきがけ講座として4講座開講しました。続いて前期講座を20講座、後期講座を25講座のほか、特別講座を6講座、小中学生対象のジュニアカレッジを2講座開設し、4,384人の受講がありました。また学習機会の地域格差の解消のため、追浜コミュニティセンター及び西コミュニティセンターにおいて出前講座を実施しました。

3 その他の普及事業として、(1) まなびかんクラブ事業として、子ども囲碁・将棋教室、パソコン教室など6事業。(2) 文化普及啓発事業として、草花めぐり、以下記載のとおり、11事業を実施し、523名の参加がありました。その他、17ページから18ページに記載の事業を実施しました。

Ⅲ 文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営、1 横須賀市生涯学習センターの管理運営事業として、市民大学事業をはじめとする文化及び生涯学習に関する講座、教室など公益目的事業を優先的に使用できるように利用計画をたて、施設の効率的な運営を行いました。

2 調査研究事業として、多くの研修会に参加し専門性の向上に努めるとともに、学習ニーズに対する調査を行いました。

次に収益事業として、Ⅳ 文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の利用促進に資する事業、1 横須賀市生涯学習センター施設の貸与として、施設の利用許可を行いました。

Ⅴ その他公益目的事業の推進に資する事業として、1 広報事業として、書籍の販売を、2 物販事業として、CDや冊子の販売を行いました。

次にこれらの事業にかかるに決算についてご説明いたします。

先ほどご説明したとおり公益財団法人となったため、正味財産の増加原因(収益)と正味財産の減少原因(費用)を明示し、法人全体の運営状況の効率性や収益性を表示する、損益方式となっています。また前年度決算額の数値がありませんが、公益法人会計基準の運用指針により、記載しないことができるとなっていますので、あらかじめご承知おきください。

23ページをお開きください。23ページから36ページまでは、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録などを記載しています。要点を絞ってご説明いたします。

25ページをお開きください。正味財産増減計算書です。正味財産計算書は、当該事業年度における正味財産(資産から負債を引いたもの)の増減状況を発生原因別に記載したものです。正味財産は一般正味財産と指定正味財産とにわかれ、指定正味財産は、寄付者等によりその用途に制約が課されている資産。一般正味財産は指定正味財産を除いた、法人の意思で自由に使える資産となります。さらに一般正味財産は、経常増減の部と経常外増減の部に分かれます。経常増減の部、経常収益は、事業活動を実施するための経常的財源になるもの。経常費用は、事業の目的のために要する事業費や、事業活動を管理するために生じる管理費です。経常外増減の部、

経常外収益は、臨時的に発生した収益や過年度修正益。経常外費用は、臨時的に発生した費用や過年度修正損です。

I 一般正味財産増減の部、1 経常増減の部、(1) 経常収益計は、中段の1億1,832万8,233円(2) 経常費用計は26ページ上段の1億1,716万9,858円で、当期計上増減額は、差し引き115万8,375円です。

2 経常外増減の部は、(1) 経常外収益(2) 経常外費用ともにありませんので、当期一般正味財産増減額は、115万8,375円の増加です。

II 指定正味財産増減の部は変動ありません。

従いまして、正味財産期末残高は、前年度より115万8,375円の増加の4億9,4110万537円となりました。

28ページをお開きください。正味財産増減計算書内訳表です。正味財産増減計算書を、公益目的事業、収益目的事業、法人会計ごとに詳細に記載したもので、先ほどご説明いたしました事業ごとに、経費がわかるようになっています。公益目的事業会計の当期正味財産増減額は、△1万7,299円、収益目的事業会計の当期正味財産増減額は、△4万369円、法人会計の当期正味財産増減額は、121万6,043円で、合計115万8,375円の増加となります。

37ページをお開きください。こちらには5月に行われた監査結果の報告を、記載しております。38ページ以降に、平成25年度事業計画及び予算を記載しております。38ページに平成25年度基本方針と事業概要を記載しています。事業概要をご覧ください。事業につきましては、四角枠内に記載のとおり、公益目的事業を3事業、収益目的事業の2事業です。各区分の実施事業は、39ページから45ページに記載してあります。また46ページ以降に各事業の資料も添付してありますので、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただければと思います。

52ページから57ページにかけて、平成25年度収支予算書を記載していますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、「公益財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況」の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(三塚委員)

5ページの「まなびかんニュース」の編集発行に係るところですが、この配布先というのは、どこのほうに配布されているかちょっと教えてください。

(生涯学習課長)

まず市内のいろいろなコミュニティセンター等の施設、それから、金融機関だとか駅だとかそういったところに置かせていただいています。

(三塚委員)

それから、後半に25年度の事業が出ているのですけれども、例えば、51ページの

上段のところに、新規という形で事業を書かれているのですが、昨年度と比較して今年度の新規事業というのはどういうものがあつたのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

(生涯学習課長)

51ページにある新規、生活向上プランというところです。

(三塚委員)

それ以外にもし新規事業で、今年度あれば教えていただけますか。

(生涯学習課長)

特に新規事業としては、その生活向上プランというところだけです。今、指定管理者の選考を行っていますので、またそこで新たな提案が出てくるといふふうに考えています。

(森武委員)

一番最初のところ、少し聞き逃したのですけれども、教育委員会で横須賀市生涯学習財団の経営状況の説明をされる根拠をまず教えていただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

地方自治法第243条の3、第2項の規定ということで、市が出資している財団について議会に報告しなければいけないということの規定に基づいて、まずは教育委員会にご報告させていただきます。

(森武委員)

根拠はわかりました。

次に、公益財団法人になったということで、公益目的事業と収益目的事業に分けられていると思うのですけれども、公益目的事業のところと収益のところ、指定管理者として受けた業務が両方に分けて記載されていると思うのですけれども、どういう根拠で分けられるのかというのを教えていただければと思います。

(生涯学習課長)

それは、決算の中で指定管理業務が分かれているということです、事業として。

(森武委員)

決算ではなくて前半のところの運用実績を見ましても、例えば、19ページのⅢの1とかは、これは流れからいくと公益目的事業の中に入っていると、逆に、22ページのところのⅣの施設の貸与なんかは収益事業に入っていると。どちらも指定事業

なので、そのあたりの区別の根拠を教えてください。

(生涯学習課長)

建物それぞれの部屋の使用について、市民大学事業とか指定管理業務の中でまず優先的に押さえます。その部分については、市民大学事業を行うために部屋を押さえるということが公益目的事業で、一般の人たちに貸し出す分、それが収益目的事業ということです。だから、自分たちとか市が使う部分については公益目的事業としての優先使用で、その他の部分を一般市民に利用許可を出していくのが収益目的事業という形になります。

(森武委員)

そうしますと、どちらも指定管理事業に含まれているということで、市から指定管理の要件に従って指定管理を受けてやっていると思うのですがけれども、同じ指定管理を受けても内容によって、例えば、これは財団として公益目的であれば公益目的事業に含めると、財団としてこれは収益事業であれば収益事業に含めていると、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのとおりです。

報告事項（５）『損害賠償専決処分について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の（５）損害賠償専決処分についてご説明いたします。

本件は、本年５月の教育委員会定例会において、ご報告いたしました学校事故につきまして、市長が損害賠償の専決処分を行いましたので、市議会に報告するに当たり、事前にご報告させていただくものです。

事故の概要ですが、平成24年9月19日午後2時20分ころ、市立学校のグラウンドで、体育祭の組体操競技の練習中に、担任教諭が被害生徒の胸の部分を両手で押し、転倒させ、両手首を骨折させたものです。被害生徒保護者と話し合いの結果、損害賠償額323,680円で、合意に達しましたので、示談を締結するに当たり、急施を要したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、市長が専決処分を行い、今週13日に賠償金を支払いました。

本件につきましては、9月に開会されます、平成25年第3回市議会定例会で、報告させていただきます。

以上で、報告事項の（５）損害賠償専決処分についての説明を終わります。

(森武委員)

学校内で起こった事故ということで、市が損害賠償をするということで今回示談に至ったということはわかりました。

それで、今後、これは市がそのまま負担するのか、その後、例えば当該教諭等に請求する予定がある、あるいはもう決まっているのであれば教えてください。

(学校保健課長)

委員ご指摘の国家賠償法第1条に規定する求償権につきましては、本人には過失があったのですけれども、日ごろの勤務態度が良好であることを勘案し、また、あわせて任命権者である神奈川県教育委員会からの人事上の措置等もございましたので、それ以上の本人への求償はしないということで専決処分を同時に行っております。

(森武委員)

そうしますと、その法律では、故意あるいは大きな過失があった場合は請求できるということですが、今回はそこまでは至らないということで請求しないということに決まったという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

そのとおりでございます。

報告事項(6)『学校事故(損害賠償事件)について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の(6)学校事故(損害賠償事件)についてご説明いたします。

事故の概要ですが、平成24年9月19日に市立学校で、体育祭の練習にあたり、前日の雨で校庭が使用できなかつたため、校舎周りのアスファルト舗装部分で、6人7脚の練習を行った際、転倒してしまい、被害生徒は地面に顔面を強く打ちつけました。直ちに、保健室で鼻血や額の腫れの応急処置を施し、市内の医療機関へ救急搬送しました。CT検査の結果、特に異常なしとの診断を受け、帰宅しました。

しかし、頭痛や首から腰にかけての痛み、吐き気などの症状が続いたため、翌平成25年3月までの間、8つの医療機関を受診し、検査も行い、頸椎捻挫などの診断を受けましたが、それ以外、特に異常は認められませんでした。

平成25年3月25日から、9か所目となる市外の医療機関に入院し、精密検査を受けた結果、脳脊髄液減少症(漏出症)と診断され、そのまま手術を受けました。しかし、施術後も症状は改善せず、治療は現在も継続しており、来月には2回目の手術を受ける予定と聞いております。

この間、被害生徒ご本人の心身の負担はもとより、保護者の経済的な負担も大変

大きなものになってきているため、保険診療適用外の医療費などについて、保護者から請求がありました。

つきましては、現時点で治癒の目途はたっていませんが、損害賠償について、被害生徒の保護者と話し合いを始めましたので、今回ご報告させていただくものです。

なお、事故発生後、長期にわたる体調不良や治療に伴い、学習面での支援も必要となっておりますが、こちらについては、学校を中心にすでに支援体制をとっており、今後も継続して学習支援をしてまいります。

以上で、報告事項の（６）学校事故（損害賠償事件）についての説明を終わります。

（質問なし）

報告事項（７）『北体育館屋内プールの天井板落下について』

（スポーツ課長）

スポーツ課から、北体育会館で発生しました天井板落下事故について報告させていただきます。

７日（水）に開催されました教育委員会８月定例会において教育長から概要を口頭でご報告させていただいておりますので、本日は、その後の状況も含めて改めてご報告させていただきます。

７月２７日（土）午後３時１０分ごろに北体育会館で、温水プールの天井板が落下する事故が発生してしまいました。当時は営業時間中で、約３０人の利用者がいらっしゃいましたが、負傷者はありませんでした。当該プールは、鉄筋コンクリート造４階建の建物の１階部分に設置されており、２５ｍ×７コースのプールと幼児用のプールがあります。平成元年の建築ですので、建築後約２４年が経過しております。天井の工法は、つり天井のシステム天井です。落下した天井板は、約６ｍの高さに設置されていて、１枚当たりの大きさが、縦８４ｃｍ、横５９ｃｍ、厚さ１６ｍｍ、重さ約３ｋｇの物が全部で５枚落下いたしました。

８月７日（水）と８日（木）に天井板落下の原因等を調べるため、日本耐震天井施工協同組合ほかにより、当該箇所を中心に天井の状況を確認いたしました。まだ、正式な報告は受けておりませんが、現時点で分かったことを報告させていただきます。

天井板落下の直接の原因と考えられるのは、天井立ち上がり部の下側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落していたことと、上側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落していたことです。これにより、天井立ち上がり部分の端部が垂れ下がり、立ち上がり部分の天井板が落下をしました。このリベットの欠落の原因としては、天井面の段差部分で、経年又は地震の影響等により応力集中が生じて接合部分が破損し、天井板の脱落に至ったものと推測されます。

当該プールは事故後直ちに営業を中止しております。今後は、追って報告されることになっている原因の調査結果を基に、国の安全基準に照らして工事を実施したいと考えております。

報告は、以上でございます。

(森武委員)

1点質問させていただきたいのですけれども、今回のプールの件は今のご説明で大体わかったのですけれども、つり天井はいろんなところにあると思います。このようなシステム天井と呼ばれるものは、教育委員会が所管している施設等ではあるのでしょうか。

(スポーツ課長)

大変申し訳ないのですが、全ての施設というのは私は把握していないのですが、少なくとも室内温水プールについてはこれと同じ構造のものはないというふうに承知いたしております。

(森武委員)

今お聞きした理由ですが、リベットが外れて取れたと。恐らく、これが取れた段階ではわからなかったか、あるいは外から見ても異常がなかったと。あるところで、最後の1個が取れたのか、あるいは重みに耐えかねたのかで一気に天井が落ちてきたのだと思います。問題が深刻だと思うのは、外から見ている限り落ちるまでわからない可能性があることです。この構造だけなのか、ほかも含めて、特に天井が高く、板が大きなところで落ちると大きな事故につながると思いますので、今後ご対応できる範囲でお考えいただければと思います。

(スポーツ課長)

今、森武委員ご指摘のとおりでございます。リベットの欠落については外側からは見えない構造になっております。国の基準等でも、天井の検査については基本的には目視または双眼鏡等による目視でいいという、こういう状況でございましたので、これまでもそういった点検については国の基準どおり進めておりました。

しかしながら、目視をした段階では異常が認められませんでしたので、今回、まさに森武委員がご指摘のとおり、最後はリベットなのか、その辺は断定できませんけれども、支えられていた状況が支えられなくなってしまったということになりまして、今回の事故に至ったということになります。

私どもで所管をしております他の温水プールについても、構造上、ほぼ喫緊の危険性はないというふうには認識はしておりますけれども、念のためということも含めまして、休館日等に今まで目視で行っていた検査以上の検査をして、他の室内温水プールについてもお客様の安全が保障されるという状況を確認する必要があります。

とこのように認識しております。

(三浦委員長)

国の基準というお話が出たのですけれども、この事故について国に報告するとかそういうことは、義務はないのでしょうか。

(スポーツ課長)

国のほうにも報告はしております。先日の検査の際にも、国土交通省の担当部の方も現場にいられて状況を確認されております。

(三浦委員長)

これまでに同じような事故というのはなかったわけですか。

(スポーツ課長)

市内ではございません。

(三浦委員長)

いえ、日本全体で。

(スポーツ課長)

これを機にいろいろ調べましたら、何カ所かで、やはりプールにおきます天井落下事故については、東日本大震災の際、或いはその後も何件か発生しているようです。

(三浦委員長)

そうしますと、国からはその指示は今まではなかったわけですね。

(スポーツ課長)

特段、個々に対しての指示というものはございませんでして、基準にのっとって点検等を行ってございました。

(三浦委員長)

再発防止という観点で何か国全体に、ほかの学校にも連絡、わかるようなシステムがあるといいなと思いますね。

(永妻教育長)

今回は幸いにけがをされた方がいらっしゃらなかったというのは不幸中の幸いでございましたが、今、森武委員、それから委員長からもご指摘がありましたように、

やはり安全の上にも安全ということの中では、今回、この事故を教訓にどのような対応ができるのか。ここと同じような構造というのは、全く同じというのではないようでございますけれども、いろんな種類の天井のつくりがございますので、これは全庁的に、こういった施設を所管しています都市部とも情報共有しながら、何ができるか、いち早く対処をしなければいけないと思っておりますので、そこは教育委員会としてしっかり対応していきたいと思っております。

報告事項（８）『中学校全国・関東大会出場選手激励会について』

（スポーツ課長）

８月２日（金）に行いました「中学校全国・関東大会出場選手激励会」についてご報告させていただきます。

この会は、横須賀ブロック地区予選、さらに神奈川県予選を突破し、全国・関東中学校体育大会への出場を決めた生徒を対象に、例年８月上旬に行っているものがございます。

今年は好成績を収めた生徒がきわめて多く、昨年のほぼ２倍、１１５人の生徒を対象に行いました。

２ページから６ページにかけて、８月２日時点での出場者一覧をお示ししましたが、激励会を開催した後に行われました関東大会で、浦賀中学校のサッカー部が７位となり、さらに全国大会への進出を決めております。市内中学校サッカー部の全国・関東大会出場は初の快挙でございます。

全国大会については、日程をお示ししましたとおり、明日から来週にかけて開催されます。結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

（質問なし）

その他

（支援教育課長）

それでは、（仮称）横須賀市いじめ防止条例の件についてご報告させていただきますと思います。資料をご覧ください。

まず、制定までのスケジュールでございますが、平成25年2月からプロジェクトチームを招集いたしまして、第3回までの間、さまざまなご意見をいただいております。この会議は、教育委員会外からも関係部局の方々や小・中学校の校長会からも代表の方をお招きしてご意見を伺い、主としていじめ防止条例をつくるならどのような条例が必要であるかといった観点についてもご意見をいただきました。

また、四角で囲ってある部分は国の動きでございますが、ご存じのように、本年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布されまして、これが現在、周知期間となっております。そして、本年9月末にその省令が発表され、9月28日に施行されるという予定になっております。

本市といたしましては、プロジェクトチームの意見を受けまして、支援教育推進委員会で具体的に条例案の検討に入っております。その流れに沿いまして、この後、市議会での経過報告、あるいはパブリックコメントも経まして、予定では次年度、平成26年の7月1日にいじめ防止条例を施行させていただきたいと思っております。

なお、周知期間が必要な場合については、それから数カ月の期間が必要になりますので、ごらんのようなスケジュールで本市としてのいじめ防止条例、仮称でございますが、こちらのほうの制定までのスケジュールをお示しさせていただきました。

1枚おめくりください。

続きまして、この条例の内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、仮称とさせていただきましたのは、本市で現在考えております条例については、いじめだけではなく、さまざまなものから子どもを守っていくという、いじめだけではないというところで現在仮称となっておりますが、いじめ以外に学校問題、これは子どもを取り巻くさまざまな課題あるいは問題、学校で発生する問題からも子どもを守っていかなければいけない、あるいは、現在社会問題にもなっております体罰も含めて考えております。

まず、いじめにつきましては、青い色で書かれております部分が、これが国が出されました法律に沿っている部分でございます。

まず、地方自治体や教育委員会では、いじめ防止の基本方針を立てること。あるいは、いじめ問題対策連絡協議会、そして相談体制をつくること。このようなことが自治体、教育委員会並びに学校に求められている内容でございます。

また、法律では、重大事態への対処ということが非常に重要になっておりまして、重大事態への対処については専門委員会を設置し、そこで検討していく、そして再発防止をしていくということも明記されている内容でございます。

本市といたしましては、法律に明記されているこのようないじめの防止、あるいはいじめの解決に向けての対策以外に、先ほど申し上げました学校問題や体罰についても、これらの手法を生かしながら、聞き取り調査、あるいは学校への指導、解決に向けた調整等も含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

現在お示しできる内容はまだここまででございますが、このようないじめだけではなくさまざまな課題からも子どもを守るということを想定しながら、新しい条例の作成に、先ほどお示しいたしましたスケジュールをもとに進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

(森武委員)

国の法律が公布されて9月から施行ということをお聞きしているのですけれども、この中で、国の法律が求めている委員会とかあるいは検討会ですか、この条例案を見ますと来年の6月または10月ぐらいにできるということですが、それまでの間というのは、特にそれらがなくてもこの法律には違反しないということによろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

細かい省令はまだ出ておりませんので、明確にはお答えできないのですが、本市といたしましては、いじめ防止について現在も取り組んでおりますので、そういったものも含めると、特にこのスケジュールで現段階では法律に違反するということはないというふうに考えます。

(森武委員)

私のほうも全文細かく読んだわけじゃないのですが、法律では今までは教育委員会が主体になっていたところが、今後は市も共同で対応するとか、少し前と枠組みが違っている文言が出てきたような気がしますのでちょっと確認させていただきました。そうしますと9月に省令が出て、もう少し細かいことがわかるということによろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

おっしゃるとおりでございます。省令等に沿いながら条例を模索する必要があると考えております。

委員質問

(齋藤委員)

質問ではなくて、先ほど学校保健課長のほうからご報告いただいた2件は、どちらも体育祭の練習のときに起こっておりまして、ちょうど時期でいうとこれからになるのですね。もちろん、学校のほうとしてはいろいろけがが起きないように十分注意されているとは思いますが、今年は例年より物すごく暑くて、子どもたちも体力がちょっと落ちているかもしれないので、例年以上にそういう体育祭の練習とかのときは、けががないようにご配慮をいただければという、要望でございます。お願いいたします。

(学校保健課長)

今回の件もございまして、改めまして、学校のほうにもまた安全確保を含めて提案していきたいと思っております。

委員長 日程第1は今後市長が議会に提出する案件であるため、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成25年8月16日（金） 午前10時56分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥太郎